

令和7年度

障がい者を対象とした綾瀬市職員採用試験受験案内

職種：行政（民間企業等経験者・大学卒程度）、行政（大学卒程度）、行政（高校卒程度）

第1次試験

教養試験及び適性試験 10月10日（金）～10月19日（日）

（Web方式※）

受付期間：9月2日（火）～9月24日（水）

※Web方式とは、受験者各自のパソコンやスマートフォン上で受験することができる試験方式です。（受験者は場所や時間に制約されず、受験期間内であれば受験可能）

この試験は、綾瀬市の行政機関に勤務する職員を採用するために行うものです。

（受験資格等）

試験区分	試験のレベル	採用予定人員	受験資格	職務の内容
行政 [障がい者] ・ 民間企業等 経験者	大学卒 程 度		昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で右表のアからウまでのいずれかに該当し、かつ民間企業や公共機関等において、職務経験を通算5年以上有する人	ア 身体障害者手帳の交付を受けている人 イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
行政 [障がい者]	大学卒 程 度	若干名	平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で右表のアからウまでのいずれかに該当する人	一般行政事務に従事します
行政 [障がい者]	高校卒 程 度		平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人で右表のアからウまでのいずれかに該当する人	

※申込みは、何れか1つの区分を選択してください。同時に2つ以上の区分で申し込むことはできません。

※申込みから採用までの間に、受験資格に該当しないことが判明した場合（手帳が更新されなかった場合を含みます）は、

判明時以降の試験を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。

※次の人は、受験できません。

- ・地方公務員法第16条の規定に該当する人
- ・日本国籍を有しない方で、就労が制限されている在留資格の人

【注意事項 行政[障がい者]・民間企業等経験者（大学卒程度）について】

①職務経験年数等により、上位の職で採用する場合があります。

②民間企業や公共機関等における職務経験とは、会社員や公務員、自営業者であって、フルタイム勤務の社員・職員（正規・非正規は問いません。勤務していた事業所の正規社員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業している人が該当します。）として従事していた期間が該当します。

③職務経験が複数の場合は、通算することができますが、同一期間内に複数の民間企業や公共機関等で従事した場合は、いずれか一方のみの経験に限ります。

④合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、当該職務経験の確認ができない場合は、採用されません。

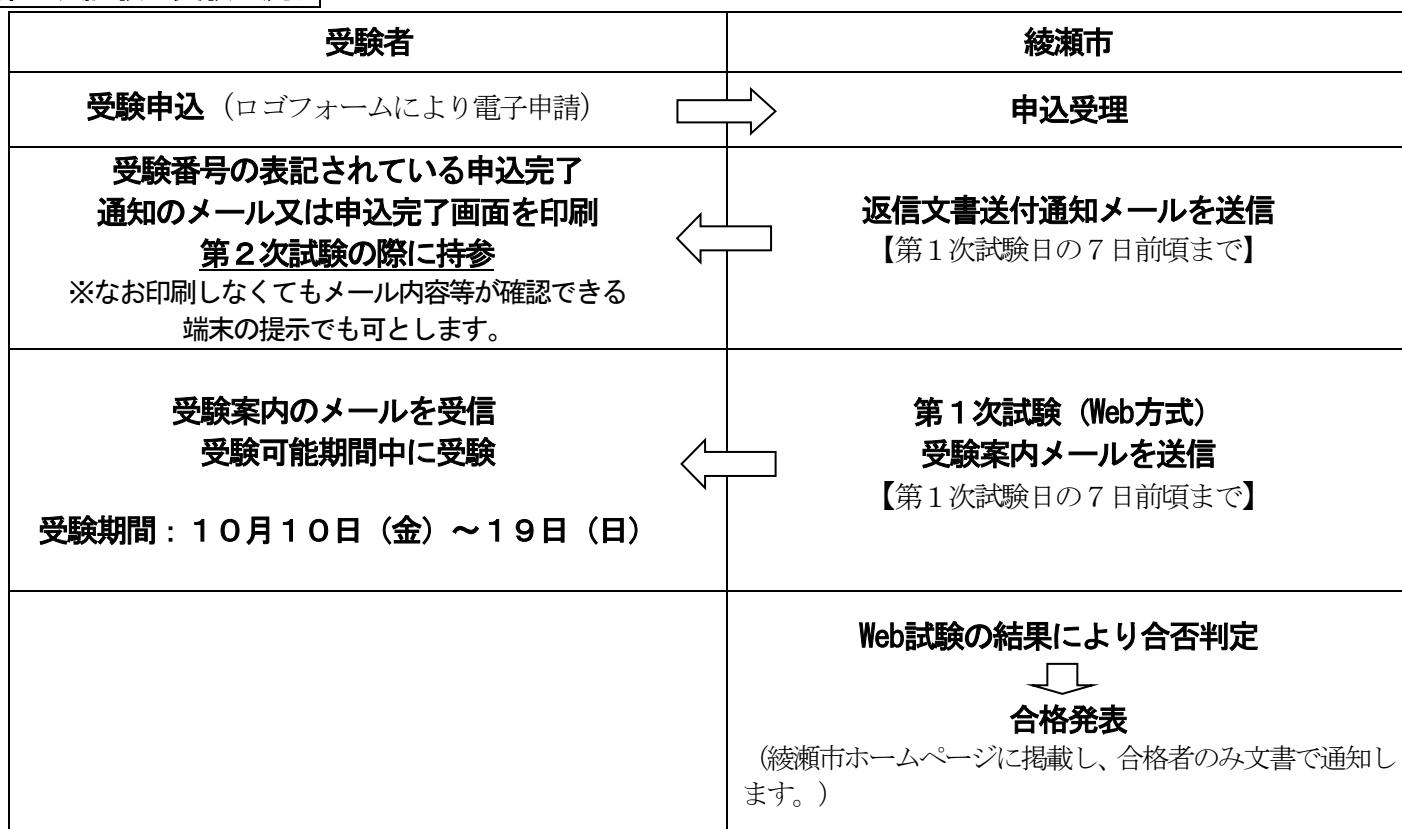
受験手続

申込方法	次のURLもしくはQRコードから申込フォームへアクセスしてください。アクセスするとログインIDとパスワード等の登録が必要になります。登録していただいた後、受験申し込みを行ってください。職種ごとに申込フォームが異なりますので、間違えのないようお願いします。					
行政 [障がい者] (民間企業等経験者)	URL ⇒ https://logoform.jp/form/joWK/1175947					
行政 [障がい者] (大学卒)	URL ⇒ https://logoform.jp/form/joWK/1175911					
行政 [障がい者] (高校卒)	URL ⇒ https://logoform.jp/form/joWK/1175877					
受付期間	<p>令和7年9月2日（火）午前8時30分から9月24日（水）午後5時まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請による申込みが完了すると、登録したメールアドレスに、申込フォームから申込完了のメールが届きます。届いたメールもしくは申込完了画面は受験番号や本人確認するうえで必要になりますので大切に保管してください。 					
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、タブレット、スマートフォンのいずれからもアクセス可能です。 申請時に入力いただく項目には、受験の動機等の文字数の多い箇所があります。 各自、文字入力がしやすいと思われる端末をご利用ください。また申込フォームの最後に職歴・職務経験申告書のワードファイルを添付する欄がありますので、あらかじめホームページより様式をダウンロードし、内容を記載しておくことをおすすめします。 申し込みには顔写真データの添付が必要です（縦4×横3程度の比率のもの）。あらかじめ準備いただくか、写真撮影のできる端末をご利用ください。 申込を受理した後、市で内容の確認を行い、不備がある場合や入力内容の確認が必要な場合は、市から電話またはメールで連絡を入れますので対応をお願いいたします。 					
メールアドレスについて	<ul style="list-style-type: none"> 申込時に登録したメールアドレスが、受験申込者のメールアドレスとなります。登録のメールアドレスに第1次試験（Web方式）の案内をお送りします。入力に誤りがないように十分に注意してください。登録したメールアドレスに不備があった場合、市からメールが送信できません。この場合で受験が出来なかつたとしても市では一切責任を負いません。 第1次試験（Web方式）の案内の連絡は、次のメールアドレスからお送りします。次のメールアドレスから送信されるメールを受信できるように設定をしてください。ご自身の設定によっては、自動受信拒否や迷惑メールに振り分けられる可能性があります。申込者側の受信設定の確認は、市ではできません。ご自分で設定をよく確認してください。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">メールアドレス</td> <td style="padding: 5px;">webmaster@ibt-cloud.com</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"><u>ああ</u></td> </tr> </table>		メールアドレス	webmaster@ibt-cloud.com	<u>ああ</u>	
メールアドレス	webmaster@ibt-cloud.com					
<u>ああ</u>						

《申込に関する注意事項》

- ・虚偽の記載をすると、採用される資格を失うことがあります。
- ・申込画面及びエントリーシートには、受験番号の欄を除いた全ての欄（任意の項目を除く）に入力をしてください。
- ・住所欄は、現住所を入力し、同居人の場合は同居先（○○様方など）必ず入力してください。住所に誤りがあった場合、書類を送付することができない可能性があります。
- ・日中連絡先欄は、日中に連絡を取ることが可能な電話番号（携帯電話等）を入力してください。
- ・職歴欄は既卒者で職歴のある方のみ新しい順に入力してください。（短期間（3か月未満）のアルバイトは除く。）

第1次試験の受験の流れ



2 試験の方法

区分	種目	内容
第1次試験	教養試験及び適性試験 (Web方式)	公務員として必要な一般的知識及び適性についての試験
第2次試験	個別面接	人柄等についての個別面接試験
第3次試験	個別面接	人柄等についての個別面接試験

3 試験の日時及び場所

区分	日 時	場 所
第1次試験	令和7年10月10日（金）～19日（日）	受験者任意の場所（各自のパソコンやスマートフォン）
第2次試験	令和7年11月4日（火）～7日（金）【予定】のいずれか（日時等の詳細は別途通知します。）	綾瀬市役所会議室
第3次試験	令和7年11月20日（木）～21日（金）【予定】のいずれか（日時等の詳細は別途通知します。）	綾瀬市役所会議室

4 合格者の発表

区分	方 法
第1次試験	令和7年10月28日(火)【予定】～令和7年11月4日(火)【予定】 ・市のホームページに掲載し、合格者のみ文書で通知します。
第2次試験	令和7年11月中旬以降【予定】に合否にかかわらず文書で通知します。
第3次試験	令和7年11月下旬以降【予定】に合否にかかわらず文書で通知します。

※第2次試験以降も綾瀬市ホームページに合格発表を掲載しますので必ず確認してください。

※電話での合否の問い合わせはお断りします。

5 採用の時期

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、令和7年4月以降に欠員状況等により順次採用されます。

6 給与

給与は、条例等により支給され、現行（令和7年4月現在）の初任給（地域手当を含む）は、次のとおりです。

行政[障がい者]・民間企業等経験者 (例) 職務経験5年	大学卒	273,056円
行政[障がい者]	大学卒	257,600円
行政[障がい者]	高校卒	225,120円

上記のほか、通勤手当、住居手当等が支給されます。また、学歴に基づき一定の基準により加算または減算され、採用前に職歴等がある場合は、一定の基準により加算されます。なお、採用される前までに条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

7 その他

- ① 受験の際は、受験番号が表記されている申込完了通知のメール又は申込完了画面をプリントアウトした紙を持参してください。なおメール内容等が確認できる端末の提示でも可とします。
- ② 試験会場には、駐車場の用意はありません。
- ③ 第2次試験の際、卒業（見込）証明書及び成績証明書が必要となりますので、あらかじめ準備しておいてください。
- ④ 提出された書類は、返却いたしません。
- ⑤ この採用試験の結果については、個人情報保護法第69条第2項第1号の規定により本人に提供することができます。電話、はがきなどによる請求はできませんので、受験者本人（代理人不可）が直接おいでください。なお、その際には本人確認が必要となりますので、免許証など本人が確認できる写真付きの書類をお持ちください。

試験	開示請求のできる人 (本人に限る)	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験	試験不合格者	総合得点・ 総合順位	期間：それぞれの合格の発表日から1か月 場所：職員課
第2次・第3次 試験	試験不合格者	総合順位	

※それぞれの試験で棄権された方（全科目受験されていない方）には、試験結果を開示することはできません

綾瀬市では、職員のワークライフバランスの向上のために働き方改革に取り組んでいます。



「綾瀬市版」持続可能な働き方3制度

綾瀬市のマスコットキャラクター あやぴい

フレックスタイム制度

午前7時から午後10時までの間に勤務時間を割り振ることができます。コアタイムは無し。

子育て部分休暇

小学校6年生までの子どもを育てる職員は、勤務時間の始めと終わりに合計2時間休暇を取得可能。

キャリア・リターン制度

在職5年以上の職員は、育児や介護を理由に退職後、5年以内なら復職可能。

～綾瀬市の職員として、一緒に取り組んでいきませんか？～

持続的に成長・発展するまちづくりを進めるため、総合計画2030における3つの基本方針「育てる」「稼ぐ」「支える」に基づき、「“つたえる”を大切にするまち “つながる”を生み出すまち」を目指して、取組みを進めています。

1 育てる

- 安心して子育てができる環境づくりに向け、保育士の確保対策に取り組むほか、ひとり親世帯の養育環境づくりなどを支援します。
- 言葉の壁の解消に向け、テレビ通訳システムを活用し、外国人市民への一元的情報提供・相談窓口を設置します。

2 稼ぐ

- 活力ある地域づくりに向け、中心市街地において、魅力ある商業施設の誘致に取り組みます。
- SDGsの推進やカーボンニュートラルの実現に取り組む市内企業を支援するほか、規格外農産物を利活用して販売に取り組む農業者への支援制度を構築するなど、積極的な稼ぐ視点による地域経済の活性化を図ります。

3 支える

- 高齢者が元気に自分らしく活躍できる環境づくりに向け、スマホアプリを活用し、心身の衰えを予防、改善するフレイル予防事業を実施します。
- 質の高い行政サービスの提供につなげるため、ICT技術を活用し、スマート自治体の実現に向けた取組みと働き方改革を全庁的に推進します。

※綾瀬市の概要（トップページ⇒行政情報⇒市の紹介）は、下記のURLをご覧ください。

<https://www.city.ayase.kanagawa.jp/gyoseijoho/shinoshokai/index.html>

